

# 住民監査請求監査結果

平成 27 年 1 月 14 日

湯沢市監査委員

## 目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	4
5	主張する事実の要旨及び措置要求	5
第 2	要件の審査	5
第 3	監査委員の判断	5
第 4	監査の実施	5
1	請求人の証拠の提出及び陳述	5
2	監査対象事項等	5
第 5	事実関係の確認	6
第 6	監査の結果	9
第 7	監査の結論	11
第 8	監査委員の意見	11

## 第1 監査の請求

### 1 請求書の提出日

平成26年11月18日

### 2 請求者

4人(住所、氏名は省略)

### 3 請求の内容(※原文のとおり)

#### 1 請求の要旨

##### (1) 本件各支出の概要

本件各支出は、今年3月に竣工した湯沢市役所新庁舎に展示した絵画の寄贈関係者3名(他仲介関係者3名を含む支出あり)を対象に、本年5月13日～15日にかけて行われた懇談会等に係る経費であり、各支出の内訳は以下の一覧のとおりである。なお、支出命令日・支払日・実施日等日付は全て平成26年度内のもので、支出勘定科目は全て総務一般管理費(2款1項1目)からの支出分である。

No.	支出命令日	支払・領取月日	実施・請求日	勘定科目	用務(摘要)	支払金額(円)
1	5/15	5/22	5/14, 15	9節2細節	絵画寄贈者との懇談会旅費	24,800
2	4/30	5/12	5/14	8節1細節	新庁舎への絵画寄贈に係る謝礼	300,000
3	5/12	5/29	5/13	11節3細節	●●●●画伯との懇親会時献酒代	3,240
4	5/13	5/29	5/13	11節3細節	●●●●画伯との懇談会費	90,900
5	5/14	6/12	5/14	11節3細節	日本画家・●●●●氏一行来市時昼食代	6,860
6	5/15	5/15	5/15	11節3細節	●●画伯一行秋田空港送り時昼食代	5,570

違法・不当事由について詳細は後述するが、旅費の架空請求をした嫌疑や社会通念上儀礼の範囲を逸脱する支出、関係法令に反する公金支出方法等デタラメな財務会計行為によるものが目に余る。

##### (2) カラ出張の嫌疑及び不必要な宿泊用務(一覧表のNo.1該当分)

当該支出は、絵画寄贈者との懇談会が開催された当市秋ノ宮に所在する「鷹の湯温泉」に、湯沢市長及び総務企画部総務課秘書室主幹兼室長(以下「室長」という)の2名が宿泊した際に定額支給された1泊分の宿泊料@9,800円×2名分及び日当1,300円×2日分×2名分の計24,800円の旅費であるが、宿泊地が当市内である以上、社会通念に鑑み宿泊せずに帰るのが当然の用務であり、上記2名に支給された旅行経費は支出要件を欠く。

さらに、室長の宿泊分については以下の事由によりカラ出張の嫌疑が浮上する。

翌日早朝より来訪者を秋田空港へと送迎した際に使用された公用車の運転日誌の履歴によると、同車両の運転手は市民サービス班の●●氏であり、乗車人数は4名と記録されている。これは送迎対象者3名に運転手を含めた人数と思料され、室長は送迎用務に加

わっていないものと思われる。

ところが、同日秋田空港内の飲食店で昼食(一覧表のNo.6)を共にした際の別紙出席者名簿には、室長を含む5名での会食であったことが記録されており、これは当該公用車運転日誌の記載内容と整合しないもので、このことから有印公文書偽造による虚偽の会計書類を作成した疑義が生じる。

そもそも、一般常識として秘書は日帰りが可能な懇談会場に宿泊することはなく、会計書類に虚偽の嫌疑がかかる以上は、宿泊の事実もない可能性が多分にあり、事実室長は別件でカラ出張していた前歴(平成25年8月7～8日付千葉県印西市議との情報交換会出席に伴う宿泊料9,800円及び2日分の日当2,600円の計12,400円の不正受給若しくは裏金工作事件)の持ち主であり、その際の宿泊地も本件と同じ宿泊施設であった。

以上の状況を考慮すれば、当該支出に於いても旅行経費の架空請求により違法に公金を受領した可能性があり、徹底的な真実の追及が強く求められる。

### (3) 違法な資金前渡による報奨金の支出(一覧表のNo.2該当分)

当該支出では、絵画寄贈者夫妻及び日本画家・●●●●氏の実母の3名に対して、旅費相当額とする300,000円を総務一般管理費報償費の中から報償金として支出しているのだが、その支出方法は湯沢市財務規則(以下「規則」という)第61条各号に反する違法な資金前渡によっている。同条各号には、資金前渡ができる歳出経費が列挙されているのだが、しかし、報償費はその範疇に該当しないからだ。

資金前渡は本来特例的な支出方法であり、支出の性質上即時現金払いを要する歳出経費のみに許されたものである。

通常、行政機関が市会計から公金を所管課に交付するまでにかかる日数は、支出負担行為の伺いを立ててから5日程度しかかからないのが一般的であるとされる。当該支出に係る支出負担行為兼支出命令書の記載によると、起案日・支出命令日が共に平成26年4月30日付と記されているのに対し、実際に公金が市会計から総務部総務課長へ資金前渡されたのは、起案・命令日から起算して13日後の5月12日付となっており、このことから当該支出に即時性は全くないと断定できる。

本年11月10日に開かれた当市の公金不正支出問題に関する第三者調査委員会(以下「委員会」という)の会合に於いて、弁護士の近江直人委員長は「例外である前渡し金が慣習化して運用がルーズになった」旨の所感を述べている。

従って、当該支出は関係法令に反する違法な手続きにより交付された前渡金を元に支出している為、市の損害へと帰結する違法な財務会計行為によるものである。

### (4) 違法な公金流用(一覧表のNo.3該当分)

当該支出は、●●●●画伯との懇親会時用の献酒代として、食糧費から3,240円を支出して日本酒を購入したものだが、本件用務は行政執行上外部との交渉に要する経費と定義されることから、本件の支出科目は交際費であるべきだ。交際費該当支出を食糧費から支出する行為は、規則第17条第3号(2)に反する不正流用に該当する違法な支出である。

本年 11 月 10 日に行われた委員会では公金運用の杜撰さに対して「口に入るものはすべて食糧費でよいとされた」旨の回答をしていることから、違法な公金運用や目的外使用が、その支出目的の適否にかかわらず市の損害と結論付けられるものと受け止められよう。

(5) 交際費の不正流用及び儀礼の範囲を逸脱する酒席懇談(一覧表のNo.4 該当分)

当該支出は、●●●●画伯との懇談目的で「稲庭うどん処 佐藤養助 養心館」にて酒席懇談を開き、食糧費から総額 90,900 円を支出した会食代であるが、当該支出も行政上外部との懇談時に要した経費である以上、交際費から支出すべきものであり、規則第17条第3号(2)の規定に反する違法支出である。

列席者は計 10 名であるが、公金を原資とした酒席懇談にしてはアルコールの摂取量が多い。内訳は、@750 円のアサヒビールが 11、@550 円のウイスキーが 3、@8,500 円の日本酒「雪月花」が 3 の計 35,400 円分を純粋なアルコール代として費消している。

その中で特に問題視されるべきは、4 合瓶で@8,500 円もする雪月花×3 本をオーダーしている点にある。斯様に値の張る上等な日本酒は、社会通念上儀礼の範囲を逸脱するものであり、最少経費で簡素かつ節度ある支出を旨としなければならないことを規定した地方財政法第4条第1項の規定に反する。

(6) 公金の不正流用及び昼食時のアルコール提供の違法性(一覧表のNo.5 該当分)

当該支出は、有限会社皆瀬活性化センターで昼食を摂った際に費消された 6,860 円の経費は、食糧費から支出されているのだが、当該支出も交際費から支出されるべきものを不正に流用したものである。

さらに、請求書の内訳では@540 円のビール×1 を費消している記載があり、昼食時に公金でアルコールを摂取する行為は、公序良俗に反する違法支出である。

(7) 公金の不正流用(一覧表のNo.6 該当分)

当該支出は、来訪者を秋田空港へと送迎した際に、同空港内の飲食店にて昼食を摂った際に費消した会食代であるが、これもまた食糧費から支出されており、本来は交際費から支出しなければならない。従って、その飲食代 5,570 円もまた違法支出である。

(8) 市の損害

以上の理由により違法・不当な財務会計行為による支出合計額は 431,370 円であり、本金額を市の損害と認定し湯沢市長及び本件支出関係職員に対し必要な措置を講じるよう勧告せよ。

#### 4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

##### 事実証明

- (1) 絵画寄贈者との懇談会旅費 24,800円
  - ① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し1枚(支出命令番号4474-4475)
  - ② 上記①に添付された湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令集合明細書の写し1枚
  - ③ 上記①に添付された湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し1枚
  - ④ 上記①に添付された湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅費請求書の写し1枚
- (2) 新庁舎への絵画寄贈に係る謝礼 300,000円
  - ① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し1枚(支出命令番号2156)
  - ② 上記①に添付された支払明細書の写し1枚
  - ③ 上記①に添付された湯沢市財務規則に基づく精算書の写し1枚
  - ④ 上記①に添付された湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し1枚
- (3) ●●●●画伯との懇親会時献酒代 3240円
  - ① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し1枚(支出命令番号4432)
  - ② 上記①に添付された出席者名簿の写し1枚
  - ③ 上記①に添付された請求書の写し1枚
- (4) ●●●●画伯との懇談会費 9,900円
  - ① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し1枚(支出命令番号4635)
  - ② 上記①に添付された出席者名簿の写し1枚
  - ③ 上記①に添付された請求書の写し1枚
- (5) 日本画家・●●●●氏一行来市時昼食代 6860円
  - ① 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し1枚(支出命令番号6288)
  - ② 上記①に添付された出席者名簿の写し1枚
  - ③ 上記①に添付された請求書の写し1枚
- (6) 上田画伯一行秋田空港送り時昼食代 5,570円
  - ① 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し1枚
  - ② 上記①に添付された領収書の写し1枚
  - ③ 上記①に添付された出席者名簿の写し1枚
- (7) 公用車運転日誌の写し3枚(5月13日～5月15日分)
- (8) 運転日誌の写し1枚(5月15日分)

## 5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して措置要求の要旨を次のように理解した。

本請求で請求人は、湯沢市役所新庁舎に展示した絵画の寄贈関係者3名(他仲介関係者3名を含む支出あり)を対象に、平成26年5月13日から15日までの期間内に行われた懇談会等に係る経費について、旅費の架空請求をした嫌疑や関係法令に反する公金支出方法等による違法・不当な財務会計行為による支出合計額431,370円を市の損害として認定し、市長及び本件支出関係職員に対し必要な措置を講ずるよう勧告せよと求めている。

## 第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があるため、平成26年11月25日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理することとした。

## 第3 監査委員の判断 (地方自治法第242条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、湯沢市役所新庁舎に展示した絵画の寄贈関係者3名(他仲介関係者3名を含む支出あり)を対象に、平成26年5月13日から15日までの期間内に行われた懇談会等に係る経費について、旅費の架空請求をした嫌疑や関係法令に反する公金支出方法等による違法・不当な財務会計行為による支出合計額431,370円を市の損害として認定し、市長及び本件支出関係職員に対し必要な措置を講ずるよう勧告せよと求めている。

このことについて、慎重に審査した結果地方自治法第242条に基づく要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年12月4日に証拠の提出及び12月5日に陳述の機会を設けたが、12月4日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

### 2 監査対象事項等

#### (1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により次の6点の事項について、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

- ① ●●●●画伯等との懇談会時の旅費
- ② 新庁舎への絵画寄贈に係る謝礼
- ③ ●●●●画伯等との懇談会時献酒代

- ④ ●●●●画伯等との懇談会費
- ⑤ ●●●●画伯等の昼食代(5月14日)
- ⑥ ●●●●画伯等の昼食代(5月15日)

(2) 監査対象部局

総務部総務課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者及び稲川総合支所長に依頼し、資料の確認を行った。

## 第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- ① ●●●●画伯等との懇談会時の旅費の支出については、次のとおり確認した。

●●●●画伯等絵画寄贈者は、当市の依頼により平成26年5月13日から15日まで来湯した。当市では、絵画14点の寄贈を受けているので最大限のおもてなしを行うこととし、5月14日については、秋田・秋の宮温泉郷鷹の湯温泉に宿泊するとの事であったので市長及び秘書室長等が出席し懇談会を開催した際に市長及び秘書室長が宿泊したことを総務課職員からの事情聴取及び運転日誌により確認した。

また、旅費から宿泊料9,800円及び日当2,600円計12,400円が市長及び秘書室長にそれぞれ支出されていることを確認した。

- ② 新庁舎への絵画寄贈に係る謝礼については、次のとおり確認した。

上記のとおり当市へ来湯していただくため、3名分の旅費相当額を資金前渡により総務課が所管する総務課一般管理費の報償費から報償金として300,000円を支出していることを確認した。

資金前渡については、地方自治法施行令第161条第1項では、「次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。」とされており同条同項第7号に「報償金その他これに類する経費」となっている。また、同条同項第17号には、「前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの」となっている。

このことにより、当市では上記の地方自治法施行令第161条1項第17号により、湯沢市財務規則第61条には、「施行令第161条1項第17号に規定する規則で定める経費は、次に掲げるものとする。(1)賃金～(9)前各号に掲げるもののほか、(略)認められる経費」と記載されていることを確認した。



地方自治法施行令(抜粋)

(資金前渡)

第161条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- ① 外国において支払をする経費
- ② 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費
- ③ 船舶に属する経費
- ④ 給与その他の給付
- ⑤ 地方債の元利償還金
- ⑥ 諸払戻金及びこれに係る還付加算金
- ⑦ 報償金その他これに類する経費
- ⑧ 社会保険料
- ⑨ 官公署に対して支払う経費
- ⑩ 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費
- ⑪ 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費
- ⑫ 非常災害のため即時支払を必要とする経費
- ⑬ 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
- ⑭ 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
- ⑮ 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費
- ⑯ 犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費
- ⑰ 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

湯沢市財務規則(抜粋)

(資金前渡できる経費)

第61条 施行令第161条第1項第17号に規定する規則で定める経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 交際費
- (3) 各種会議の会費及び負担金
- (4) 自動車重量税印紙の購入に要する経費
- (5) 児童手当及び子ども手当
- (6) 敬老会における敬老金及び賄費
- (7) 選挙の投票所及び開票所に要する経費
- (8) 行旅困窮者の救護費

(9) 前各号に掲げるもののほか、需用費、役務費又は使用料及び賃借料で、経費の性質上即時現金払をしなければ事務又は事業の遂行に著しく支障を及ぼすと認められる経費

③ ●●●●画伯等との懇談会時献酒代については、次のとおり確認した。

5月13日開催の懇談会時に使用するため、総務課が所管する総務課一般事務費の食糧費から支出負担行為兼支出命令書により酒代3,240円(稲庭城PB(720ml)2本)として債権者に支出されていることを確認した。

④ ●●●●画伯等との懇談会費については、次のとおり確認した。

5月13日午後6時から午後8時30分頃まで「稲庭うどん処 佐藤養助 養心館」において、10人出席のもと開催したとのことである。飲食内容は、料理を一人当たり5,400円としアルコール等を一人当たり3,690円で総額90,900円を総務課が所管する総務課一般事務費の食糧費から支出負担行為兼支出命令書により債権者に支出されていることを確認した。

⑤ ●●●●画伯等の昼食代(5月14日)については、次のとおり確認した。

5月14日に当市の名所地を案内した際の昼食代(●●●●画伯等来客3人、秘書室長)として6,860円を総務課が所管する総務課一般事務費の食糧費から支出負担行為兼支出命令書により債権者に支出されていることを確認した。

⑥ ●●●●画伯等の昼食代(5月15日)については、次のとおり確認した。

5月15日に●●●●画伯等来湯者を当市鷹の湯温泉から秋田空港へ送った際の昼食代(●●●●画伯等来客3人、秘書室長、公用車運転手)として5,570円を総務課が所管する総務課一般事務費の食糧費から資金前渡により支出されていることを確認した。

また、秋田空港へ送った際に使用した公用車の運転日誌による乗車人数(4人)と空港での昼食の際の人員(5人)の差異について確認したところ、稲川総合支所市民サービス班高橋業務員は、公用バスの運転を主な業務としており普段からの運転日誌の記載に際しては自分(高橋業務員)をカウントしないで乗車人数を記載しているため、この度も運転日誌に4人と記載したものであり、この理由により運転日誌に記載された人数(4人)と昼食時の人数(5人)が一致しないことが判明した。昼食の際の人数は5人であることを確認した。

## 第6 監査の結果

### 合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本請求書で請求人は、湯沢市役所新庁舎に展示した絵画の寄贈関係者3名(他仲介関係者3名を含む支出あり)を対象に、平成26年5月13日から15日までの期間内に行われた懇談会等に係る経費について、旅費の架空請求をした嫌疑や関係法令に反する公金支出方法等による違法・不当な財務会計行為による支出合計額431,370円を市の損害として認定し、市長及び本件支出関係職員に対し必要な措置を講ずるよう勧告せよと求めている。

#### ① ●●●●画伯等との懇談会時の旅費の支出について

職員からの事情聴取を行った結果等により、市長及び秘書室長は5月14日秋田・秋の宮温泉郷鷹の湯温泉に宿泊していることを確認した。

また、本請求書で請求人は、宿泊地が当市内である以上、社会通念に鑑み宿泊せずに帰るのが当然の用務であり支給された旅行経費は支出要件を欠くとの主張については、宿泊することが妥当であると市長が判断し宿泊したものであり、支給額については湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づき支給されたものであるため、市に損害を与えたとは言えない。

#### ② 新庁舎への絵画寄贈に係る謝礼について

本請求書で請求人は、前渡資金により報償金300,000円(3名の旅費相当額)の支出は関係法令に反する違法な手続きにより交付された前渡金を元に支出している為、市の損害へと帰結する違法な財務会計行為によるものであると主張している。

資金前渡については、地方自治法施行令第161条第1項では、「次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。」とされており同条同項第7号に「報償金その他これに類する経費」となっている。また、同条同項第17号には、「前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの」となっている。

以上のことから本件の報償金の支出に関しては、湯沢市財務規則第61条第1項の各号に資金前渡ができる経費に列挙されていなくても、上位法である地方自治法施行令第161条第1項第7号に記載されているので、関係法に反する違法な手続きにより交付された前渡金を元に支出されたものではなく市に損害を与えたとは言えない。

#### ③ ●●●●画伯等との懇談会時献酒代について

本請求書で請求人は、5月13日開催の懇談会時に使用するため、総務課が所管する総務課一般事務費の食糧費から支出負担行為兼支出命令書により酒代3,240円(稲庭城PB(720ml)2本)として債権者に支出した経費について、本件の支出科目は交際費であるべきであり、食糧費から支出した行為は湯沢市財務規則に反する違法な支出であると主

張している。

本件は、来客者をもてなす際に献酒として本市が購入した際の経費である。

「たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にはならない。(最高裁判所判決平成6年9月8日)」とされている。

その経費を支出する行為については、食糧費で支出しても交際費で支出しても債権者に支払うべきものであり、たとえ科目が違っていても支出する行為は市に損害を与えたとは言えないことから、住民監査請求の対象にはならないと判断する。

#### ④ ●●●●画伯等との懇談会費について

本請求書で請求人は、5月13日「稲庭うどん処 佐藤養助 養心館」において開催された懇談会経費90,900円を総務課が所管する総務課一般事務費の食糧費から支出負担行為兼支出命令書により債権者に支出した経費について、本件の支出科目は交際費であるべきであり、食糧費から支出した行為は湯沢市財務規則に反する違法な支出であり、4合瓶@8,500円の高額な酒を3本費消している行為は、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱するものであり地方財政法の規定に反すると主張している。

本件の懇談会の目的とするところは、本市に「●●●●画伯の絵画」を多数寄贈した寄贈関係者等に感謝の礼を尽くすため開催されたものであったことから、市長はじめ関係職員が同席し開催したものである。

その経費として、食糧費から一人当たりで換算すると9,090円総額90,900円(消費税含む)が支出されたが、この金額については、地場産品などの紹介を兼ねたお酒や料理の提供、遠方からの来客の対応及び多数の絵画の寄贈等への感謝の礼等を考慮すると社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているとは言えない。

また、本件の支出科目は交際費であるべきであり、食糧費から支出した行為は湯沢市財務規則に反する違法な支出との主張については、その経費を支出する行為について食糧費で支出しても交際費で支出しても債権者に支払うべきものであり、たとえ科目が違っていても支出する行為は市に損害を与えたとは言えないと判断する。

#### ⑤ ●●●●画伯等の昼食代(5月14日)について

本請求書で請求人は、●●●●画伯等を5月14日に当市の名所地を案内した際、食糧費から支出した昼食代(●●●●画伯等来客3人、秘書室長)6,860円を支出する際の支出科目は交際費であるべきであり、食糧費から支出した行為は湯沢市財務規則に反する違法な支出であるとの主張については、その経費を支出する行為について食糧費で支出しても交際費で支出しても債権者に支払うべきものであり、たとえ科目が違っていても支出する行為は市に損害を与えたとは言えないことから、住民監査請求の対象にはならないと判断する。

#### ⑥ ●●●●画伯等の昼食代(5月15日)について

本請求書で請求人は、5月15日に●●●●画伯等来湯者を当市鷹の湯温泉から秋田空港

へ送った際、食糧費から支出した昼食代(●●●●画伯等来客3人、秘書室長、公用車運転手)5,570円を支出する際の支出科目は交際費であるべきであり、食糧費から支出した行為は湯沢市財務規則に反する違法な支出であるとの主張については、その経費を支出する行為について食糧費で支出しても交際費で支出しても債権者に支払うべきものであり、たとえ科目が違っていても支出する行為は市に損害を与えたとは言えないことから、住民監査請求の対象にはならないと判断する。

## 第7 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 第8 監査委員の意見

食糧費は、一般的に地方公共団体の長又はその他の執行機関が、普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、普通公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるとされている。

しかしながら、食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。

資金前渡については地方自治法により定められているところではあるが、当市における資金前渡の運用については、近年包括的資金前渡が原則化されていたため支出に際しての検査機能が十分に果たされていない現状であったが、平成26年12月24日に新たな交際費及び食糧費の支出基準が制定され、平成27年1月1日から施行されることから交際費及び食糧費の支出については、新たな支出基準を順守すると共に旅費についても新たに「旅費の支給に関する基本的な考え」が示され平成27年1月1日から施行されることに鑑み、今後住民から疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応することを期待するものである。